

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2026 年 7 月

競争法

競争法に関する直近の動向

監修：弁護士 [石川 哲平](#)
執筆：弁護士 [鈴木 莉子](#)
弁護士 [田中いづみ](#)

1 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の改正

公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）は、2026 年 7 月 8 日、意見募集を踏まえ、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の改正成案（以下「改正流取ガイドライン」といいます。）を公表するとともに、「よくある質問コーナー（独占禁止法）」に設問を追加しました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jul/260708_soushi_ryutori.html）。

今回の改正は、近年家電業界で広まっている「指定価格制度」（取引先の販売価格を指定する制度）を念頭に、下記に該当する一定の場合には独占禁止法上違法としない旨を明確にしたものであり、家電業界に限らず、「指定価格制度」を導入している又は導入を検討している事業者にとっては、実務上注目すべき重要な改正といえます。

(1) 再販売価格拘束が通常違法とならない場合

事業者が、自己の供給する商品を購入する相手方に対し、その商品の販売価格を指示し、これを遵守させる行為は、事業者間の価格競争を減少・消滅させることになるため、通常、競争阻害効果が大きいとされ、独占禁止法上、原則として違法となります（独占禁止法 2 条 9 項 4 号及び 19 条）。

そして、改正流取ガイドライン第 1 部第 1 の 2 (7) は、従来、「事業者の直接の取引先事業者が単なる取次ぎとして機能しており、実質的にみて当該事業者が販売していると認められる場合」には、当該取引先事業者（流通業者）に対して価格を指示しても、通常は違法とはならないと

の考え方を明らかにしていたところ、今回の改正は、その考え方に該当する場合及び具体例を追加するものです。

(2) 改正の内容

本改正により、上記のとおり、「事業者の直接の取引先事業者が単なる取次ぎとして機能しており、実質的にみて当該事業者が販売していると認められる場合」の例として、「流通業者に対して商品を販売する場合であって、メーカーが、流通業者において当該商品のユーザーへの販売に至るまでに生じる危険及び費用（注５の２）を自ら負担することにより（注５の３）、実質的にみて当該メーカーがユーザーに販売していると認められる場合」が追加され、注５の２ではメーカーが負担すべき危険及び費用の具体例が、注５の３ではメーカーの負担方法等が明記されることになりました。

公取委は、これまでも家電の「指定価格制度」について、以下のとおり相談事例集で独占禁止法上問題とならない場合の考え方を示していましたが、今回の改正によりこの考え方を流取ガイドラインにも具体化したものといえます。

- ・ [令和元年度相談事例集「５ 家電メーカーによる小売業者への販売価格の指示」](#)
- ・ [令和６年度相談事例集「１ 家電メーカーによる取引先事業者に対する一般消費者への販売価格の指示」](#)

２ 物流特殊指定の改正及び支払告示の制定

公取委は、2026年6月17日、意見募集を踏まえ、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」の改正成案（以下「改正物流特殊指定」という。）及び「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」の制定成案（以下「支払告示」という。）を公表しました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260617_kokuji.html）。

改正物流特殊指定及び支払告示は2027年4月1日から施行されることとなります。

改正物流特殊指定は着荷主の禁止行為を新設するものであり、着荷主と発荷主の間で、着荷主が、運送以外の附帯業務や荷待ち、やり直し等、経済上の利益の提供につき運送事業者を通じて行わせることにより、発荷主の利益を不当に害する行為を禁止行為としています。

したがって、改正物流特殊指定の着荷主に該当する可能性のある事業者においては、改正内容に注視する必要があります。

支払告示は、取適法上の製造委託等に該当する取引を行った事業者間の取引を対象に、支払サイトを60日に定め、支払遅延を禁止するものです。

取適法上の事業規模要件を満たさない事業者間の取引も適用対象となるため、事業者におかれ
ては、取適法の適用の有無にかかわらず、改めて支払サイトの確認を行う必要があります。

3 取適法及びフリーランス法の運用状況の公表

公取委は、2026 年 6 月 10 日、2025 年度における取適法及びフリーランス法の運用状況を公表
しました（取適法：<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260610.html>）、フリーラ
ンス法：https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260610_FL.html）。

(1) 取適法の運用状況

2025 年度の違反被疑事件の処理件数は 8,330 件であり、そのうち 39 件は勧告（うち 9 件は中
小企業庁長官からの措置請求事案）、8,261 件は指導の措置を講じています。勧告件数及び中小企
業庁長官からの措置請求に基づく勧告件数はいずれも平成以降で最多となっております。

第 2 表 取適法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	措 置			不 問	計
	勧 告	指 導 ^(注)	小 計		
令和 7 年度	39	8,261	8,300	30	8,330
製造委託等	37	5,337	5,374	22	5,396
役務委託等	2	2,924	2,926	8	2,934
令和 6 年度	21	8,230	8,251	55	8,306
製造委託等	17	5,420	5,437	31	5,468
役務委託等	4	2,810	2,814	24	2,838
令和 5 年度	13	8,268	8,281	47	8,328
製造委託等	12	5,329	5,341	21	5,362
役務委託等	1	2,939	2,940	26	2,966

（注）指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

【出典：公取委「(令和 8 年 6 月 10 日)令和 7 年度における取適法の運用状況及び中小事業者等の
取引適正化に向けた取組」

(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260610_honbun.pdf)】

また、中小受託事業者に対して不利益を与える禁止行為（実体規定）違反 7,228 件の類型別件
数は下記表のとおりであり、「支払遅延」が 3,787 件、「減額」が 1,323 件、「買いたたき」が 1,0
06 件と多数であり、当該 3 類型の合計が全体の約 8 割超を占めている状況です。

第5表 取適法違反行為の類型別件数

[単位：件、(％)]

	手 続 規 定				実 体 規 定												合 計
	明示義務	書類等の 作成・保存義務	虚偽報告	小 計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小 計	
令和7年度	6,242 (90.6)	644 (9.4)	1 (0.0)	6,887 (100)	32 (0.4)	3,787 (52.4)	1,323 (18.3)	52 (0.7)	1,006 (13.9)	23 (0.3)	74 (1.0)	145 (2.0)	454 (6.3)	332 (4.6)	0 (0.0)	7,228 (100)	14,115
製造委託等	4,209 (91.3)	399 (8.7)	1 (0.0)	4,609 (100)	27 (0.6)	2,283 (48.0)	923 (19.4)	49 (1.0)	630 (13.2)	16 (0.3)	69 (1.4)	135 (2.8)	386 (8.1)	242 (5.1)	0 (0.0)	4,760 (100)	9,369
役務委託等	2,033 (89.2)	245 (10.8)	0 (0.0)	2,278 (100)	5 (0.2)	1,504 (60.9)	400 (16.2)	3 (0.1)	376 (15.2)	7 (0.3)	5 (0.2)	10 (0.4)	68 (2.8)	90 (3.6)	0 (0.0)	2,468 (100)	4,746
令和6年度	5,944 (90.3)	633 (9.6)	3 (0.0)	6,580 (100)	42 (0.6)	4,094 (57.0)	1,263 (17.6)	17 (0.2)	852 (11.9)	39 (0.5)	73 (1.0)	309 (4.3)	408 (5.7)	80 (1.1)	0 (0.0)	7,177 (100)	13,757
製造委託等	4,057 (90.7)	414 (9.3)	2 (0.0)	4,473 (100)	37 (0.8)	2,570 (52.8)	948 (19.5)	16 (0.3)	507 (10.4)	24 (0.5)	71 (1.5)	294 (6.0)	350 (7.2)	53 (1.1)	0 (0.0)	4,870 (100)	9,343
役務委託等	1,887 (89.6)	219 (10.4)	1 (0.0)	2,107 (100)	5 (0.2)	1,524 (66.1)	315 (13.7)	1 (0.0)	345 (15.0)	15 (0.7)	2 (0.1)	15 (0.7)	58 (2.5)	27 (1.2)	0 (0.0)	2,307 (100)	4,414
令和5年度	6,151 (91.7)	556 (8.3)	3 (0.0)	6,710 (100)	48 (0.7)	3,995 (59.2)	1,090 (16.1)	21 (0.3)	879 (13.0)	41 (0.6)	61 (0.9)	197 (2.9)	348 (5.2)	73 (1.1)	0 (0.0)	6,753 (100)	13,463
製造委託等	4,149 (92.5)	335 (7.5)	3 (0.1)	4,487 (100)	43 (1.0)	2,352 (53.5)	827 (18.8)	20 (0.5)	558 (12.7)	20 (0.5)	60 (1.4)	187 (4.3)	292 (6.6)	38 (0.9)	0 (0.0)	4,397 (100)	8,884
役務委託等	2,002 (90.1)	221 (9.9)	0 (0.0)	2,223 (100)	5 (0.2)	1,643 (69.7)	263 (11.2)	1 (0.0)	321 (13.6)	21 (0.9)	1 (0.0)	10 (0.4)	56 (2.4)	35 (1.5)	0 (0.0)	2,356 (100)	4,579

(注1) 1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) () 内の数値は各手続規定違反類型又は各実体規定違反類型のそれぞれの小計の件数に占める比率である。

(注3) 下請法等改正法の施行により、取適法適用対象取引においては手形による代金支払が禁止されたことに伴い、割引困難手形の禁止に係る規定は削除された。

【出典：同上】

(2) フリーランス法の運用状況

2025年度の違反被疑事件の処理件数は1,597件であり、そのうち10件は勧告、1,542件は指導の措置を講じています。

(第1表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件の処理状況)

年度	申出件数	新規着件数	処理件数				
			措置			不問	計
			勧告	指導 (注2)	小計		
令和7年度	604	1,626	10	1,542	1,552	45	1,597
令和6年度 (注1)	92	137	0	54	54	42	96

(注1) 令和6年度は、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行された令和6年11月から令和7年3月までの件数。

(注2) 指導には違反のおそれのある行為に対する指導の件数を含む。

【出典：公取委「(令和8年6月10日)令和7年度におけるフリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の運用状況及びフリーランスに係る取引の適正化に向けた取組」(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260610_FL.html)】

また、違反行為の類型別件数は下記表のとおりであり、「取引条件の明示義務違反」が1,126件、「期日における報酬の支払義務違反」が1,135件、「買いたたき」が250件と多数であり、当該3

類型の合計が全体の 9 割超を占めている状況です。

(第 3 表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反行為の類型別件数)

違反行為類型	件数	割合
取引条件の明示義務違反	1,126	41.3%
期日における報酬の支払義務違反	1,135	41.6%
受領拒否	0	0.0%
報酬の減額	103	3.8%
返品	0	0.0%
買ったたき	250	9.2%
購入・利用強制	3	0.1%
不当な経済上の利益の提供要請	30	1.1%
不当な給付内容の変更・やり直し	80	2.9%
報復措置	0	0.0%
合計	2,727	100.0%

(注 1) 1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第 1 表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注 2) 取引条件の明示義務違反については、取引条件の不明示のほか、一部の事項の明示不備も含まれる。

【出典：同上】

4 買ったたき勧告事案の概要

上記 3 のとおり、2025 年度の取適法及びフリーランス法の違反行為類型のうち、いずれも買ったたきが多くを占めておりますところ、近時の買ったたきの勧告事案を下記にて取り上げます。

(1) アルプスアルパイン株式会社に対する勧告

アルプスアルパイン株式会社は、自社が販売する自動車用の電子製品の部品等の製造を下請業者に委託していたところ、公取委から、2026 年 6 月 16 日、当該委託時点において、既に量産が終了し、量産時と比較して発注数量が大幅に減少して 1 個当たりの製造に要する費用が大幅に増加することが明らかであったにもかかわらず、協議することなく、一方的に量産時の発注数量を前提とした単価で代金額を定めたことが改正前の下請法 4 条 1 項 5 号（買ったたき）に違反するとして勧告を受けました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260616_alpsalpine.html）。

本件は、量産終了後の発注に、量産時の単価を協議することなく一方的に適用したことが問題となりました。量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で代金額を定める場合には、買ったたき

きに該当するおそれがあります（公取委「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」第4の5(2)イ（<https://www.jftc.go.jp/toriteki/legislation/unyou.html>））。

したがって、中小受託事業者からの申し出がなかったとしても、量産終了後の発注に当たっては中小受託事業者との間で単価見直しに係る協議を行うなど、一方的な単価の決定とならないよう注意する必要があります。

(2) 株式会社ベisia電器に対する勧告について

株式会社ベisia電器は、エアコンの設置等の工事の業務をフリーランスに委託していたところ、公取委から、2026年6月24日、報酬額について、エアコンの設置等の工事の実施に係るコスト上昇分の報酬の額への反映の必要性に関するフリーランスとの十分な協議を行うことなく、一方的に、従来どおりに報酬額を定めたことがフリーランス法5条1項4号（買いたたき）に違反するとして勧告を受けました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_besiadenki.html）。

本件は、コストが上昇しているにもかかわらず、明示的に協議することなく、一方的に報酬額を据え置いたことが問題となりました。報酬額を据え置いた場合であっても、労務費や原材料費等のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、明示的に協議することなく報酬額を据え置く場合には、買いたたきに該当するおそれがあります（公取委「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」第2部第2の2(2)エ(ウ)⑨（https://www.jftc.go.jp/file/fl_jftcmhlwguidelines.pdf））。

したがって、フリーランスから報酬額の引上げを求められていなくとも、フリーランスとの間で定期的に協議の場を設けるなどし、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議することが必要となります。

【監修】



石川 哲平（弁護士）
E-mail: teppei.ishikawa@iwatagodo.com

慶応義塾大学法科大学院修了、2013 年弁護士登録。
公正取引委員会に 3 年間勤務し、多数の立入検査、事件
審査、取消訴訟などを担当し、独占禁止法の実務に深い
知見を有する。これらの経験を活かし、多数の当局の調
査対応、事業活動に関する法的助言等を行う。

【執筆者】



鈴木 莉子（弁護士）
E-mail: riko.suzuki@iwatagodo.com

一橋大学法科大学院修了、2022 年弁護士登録。コーポ
レート案件、紛争解決、独占禁止法・取適法に関する
業務など、企業法務全般に関する法的助言を幅広く取
り扱う。



田中 いづみ（弁護士）
E-mail: izumi.tanaka@iwatagodo.com

東京大学法科大学院修了。2023 年弁護士登録。
労務、紛争解決、コーポレート案件、ファイナンス
案件、競争法案件等、企業法務全般を広く取り扱
う。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報: newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。